

平成 22 年 1 月 28 日

大久保啓次郎

陸奥宗光の日清戦争外交

～用意周到な陸奥の戦略的思考と行動～

はじめに

今回報告の主要部分は、陸奥宗光の自著である「蹇蹇録」(けんけんろく)——陸奥が病床にて僅か 2 ヶ月半で書いた備忘録——の私的解説である。

日清・日露戦争までは政治指導者の目は冴えていて、国際的にも日本は選択を誤らなかったという見解が外務省関係者の中に多い、と言われている。

日清戦争に備えての周到な用意

明治 15 年の壬午軍乱、明治 17 年の甲申政変と、朝鮮内での二度の反乱に対して、日本は鎮圧のイニシアチブを取れず、清国に主導権を奪われた。福澤諭吉は、原因が軍事力の差であり、軍備拡張が急務であると確信し、時事新報で軍拡を訴える。又明治 18 年には、朝鮮での有事に備えて、迅速なる軍隊輸送を目的とした日本郵船会社(平時は貨物輸送・有事は軍隊輸送)が創立された。

こうして日本は着々と軍備を拡張して、予想された日清戦争に備えて行った。

日本国内の産業事情及び陸奥外交の基調

当時すでに朝鮮市場は、日本の国内産業発展のために、必要不可欠であった。すでに大産業の段階を迎えていた日本資本主義は、国内市場が狭隘なために、その蓄積された資本投下を、国外市場に求めなければならなかった。

したがって日本は、朝鮮半島に展開されていた政治情勢に、無関心ではいられなかったのである。

清国も、国内産業発展のためには、朝鮮市場とともに重要な市場であった。

当時隆盛を極めていた綿糸紡績業は、その原料である綿花の大半を清国から輸入し、綿糸製品を清国に輸出していたのである。

清国との間で戦争がおきれば、紡績業興隆に重大な影響を及ぼしたであろう。

又、軍備の基本原料である鉄の輸入に関しても、清国に依存せざるを得ない事情があった。

したがって、紡績業を営む人や軍需産業に携わる人は、清国との交渉の決裂（戦争に突入）を回避し、時局の平和的收拾を期待していたのである。戦争を躊躇する彼らを背後にしては、日本の積極的外交は起こりえなかった

「かくて日本の外交は、いかなる積極的行動への要請、その促迫にもかかわらず、ついにその政策を〔権力平均の維持〕にとどめねばならぬ。日本資本主義における如上の特質こそ、日本外交政策に於ける、かかる矛盾の秘密なのである。」（信夫清三郎著〔陸奥外交〕）

維新政府の任務が日本資本主義の確立・発展を目的として展開されてきたとすれば、当然であるが、陸奥外交の基調（外交政策＝出兵政策）は、朝鮮に於ける日清勢力の平均を維持する事〔権力平均の維持〕から、逸脱出来なかった。

「蹇蹇録」（陸奥外交秘録）の分析（＊）

1. 東学党の乱

明治 27 年 4、5 月頃、朝鮮内に東学党の乱が起きた。杉村代理公使による報告では、「東学党の乱は・・・なれども、この乱民は現在の政府を顛覆するほどの勢力を有するものと認むる能わず・・・」というもので、日本が鎮圧のために出兵するほどの事はないというものであった。

したがって、陸奥の杉村に対する指示も、「今後の東学党の挙動を注目すると同時に、韓廷の内乱への対応、清国の挙動を怠らず視察せよ」の程度であった。

しかし、6 月 2 日に杉村より電信あり、「朝鮮政府は援兵を清国に乞うた」事が確認されると、陸奥は内閣会議で「清国が軍隊を出すなら、日本も相当の軍隊を派出して日清両国が朝鮮に対する〔権力の平均を維持〕しなければならない」と述べ、即座に閣議決定された。

現実問題として、明治 17 年の甲申政変以後朝鮮を清国の属国とみなし、清国の朝鮮に於ける勢力は著しく進んでいた。しかも、清国の朝鮮駐在官であった袁世凱は、日本の軍事力を過小評価し、日本が朝鮮に大軍隊を派出する事は、不可能であると判断し、清国政府にもその旨を通達していた。

そもそもこのような誤認した情勢分析が、清国の敗因の一つと考えられる。陸奥は、清国の誤った情勢分析を充分認識した上で、朝鮮に於ける彼我の勢力バランスを平均化するために、相当の（清国の数倍もの）軍隊を送り込んだ。

明治 27 年 6 月 7 日に、天津条約に基づき、駐日清国公使から、「朝鮮国王の要請により東学党鎮圧のために若干の軍隊を派出する」旨の照会があった。

しかしこれより先（6月4日）に、朝鮮から清国への軍隊派出要請の情報を把握していたので、日本も準備万端の上先手を打って、上記の軍隊を派出した。第一陣として、6月9日には大島公使率いる海兵300余人が京城入りしていた。尚、駐日清国公使からの照会状に対しては、「・・・は承知せり、但しその書中〔保護属邦〕の語あれども、帝國政府はいまだかつて朝鮮国を以て清国の属邦と認めておらず」との抗議を付け加えている。その上で、清国政府に対して、北京駐在小村公使経由で、日本も天津条約に基づき若干の軍隊を派出する旨、打電した。その時も、「清国が朝鮮に軍隊を派出するは属邦を保護するためなり」と言うといえども、我が政府はいまだかつて朝鮮を以て清国の属邦と認めたることなし」と釘を刺している。

*** 以上が日清戦争幕開け前の第一ラウンドである。陸奥は清国の日本に対する情勢認識を正確に把握し、〔権力平均の維持〕の原則を貫きつつ、〔保護属邦〕を認めない強気の発言をして、相手の出鼻を挫いている。先手必勝と攻めの外交をしている事が窺える。**

2. 朝鮮国に於ける欧米各国官民の情況

彼等は、朝鮮は清国の属邦であることを認識しており、今回清国の出兵は朝鮮国王の要請によるものと信じており、日清両国が交戦するとしても、清国が勝利すると予想していた。と同時に、朝鮮国王の要請もないのに、日本の軍隊が、京城、仁川の間に於いて7,000有余も滞陣しているのを目撃して、非常に驚嘆し、危険視していた。彼等は日本の出兵の真意を理解せず、日本は朝鮮の内乱に乗じて、朝鮮を侵略するのではないかと、妄想していた。したがって、彼等は日本に対するよりも清国に対して同情し、その推測するところを、各自の本国政府に報告し、又本国の諸新聞に通信していた。

3. 大島公使帰任後に於ける朝鮮の形勢

大島公使が京城に入ると、本国出発の時に予想した情況と違い、既に朝鮮国内は東学党の乱も収拾されて平穩になっており、日清両国の軍隊も遠く離れていて（日本の軍隊は京城及び仁川に滞陣し、清国のそれは牙山に滞陣して）一触即発の状態ではなかったため、同公使はこれ以上多数の軍隊を送り込まないように日本政府に打電してきた。

しかし、日本の国内事情からすると、最早「騎虎の勢い」が成立しており、途中で既定の平数を変更する事は出来なかった。

4. 朝鮮の内政改革を清国に提案

日本政府としては、[権力平均の維持]を達成するまでは、軍隊の撤退どころか増兵という「騎虎の勢い」を止めることは出来なかったもので、伊藤総理は、日清両国の軍隊が共同で朝鮮の内乱を鎮圧した後、両国政府が同国の内政改革を行うことを、我が政府の提案として清国政府に商議すべしことを閣議に提出し、閣僚の同意を得た。陸奥は、清国が朝鮮の内政改革には同意しないだろうと考え、伊藤提案の他に二つの条項を加える事を閣議に提案し、決定された。一つは、清国政府が朝鮮の内政改革に同意しない場合は日本政府が独力で行う。二つは、清国政府との商議の成否にかかわらず、朝鮮の内政改革を成就するまでは、日本の軍隊を撤退させない。

6月17日に陸奥は該提案を李鴻章総督に提示すると、6月21日に我が提案に同意出来ないという回答が来た。理由は三つである。

- 第一、 朝鮮の内乱は既に平定しており、日清両国が協力して鎮圧する必要なし。
- 第二、 朝鮮の改革は朝鮮をして自らこれを行わせるべきである。
- 第三、 事変が平定すれば両国の軍隊は撤退すべしとは、天津条約の規定である。

6月22日に陸奥は論駁を加えた公文を日本駐在の清国公使に送った。

「内乱が平定したと言っても、内政改革をやって根本的に体質を変えなければ、また内乱が起きる可能性がある。朝鮮は自身では内政改革をする事が出来ない。さらには、朝鮮が独立国としての機能を果たし得ない場合、火の粉は日本に飛び火して迷惑するのは日本である。我が国自衛のためにも、日本政府は朝鮮国の安寧を求める権利があり、日本独自でも内政改革をやらなければならない。」と痛論し、公文の最後に「・・・たとい貴国政府の所見に違うことあるも、帝國政府は断じて現在の朝鮮国に駐在する軍隊の撤去を命ずること能わず」との一段の文句を以て締めくくった。

陸奥の公文は実質的に、清国政府に対する日本政府の第一次絶交書であった。

*** 以上が日清戦争幕開け前の第二ラウンドである。内乱の平定が目的ならば、両国の軍隊が撤退しても良い状況であったが、日本政府としては、この際朝鮮に於ける両国の軍事バランスを平均化する絶好のチャンスと捉えて、軍隊を撤退させない理由を考える。**

それが「朝鮮の内政改革」である。清国は朝鮮を属邦と考えており、内政改革により朝鮮が清国からの独立宣言をされては困るので、当然日本の提案には同意しないであろうと読んで、陸奥は強気の外交をしている。

福澤諭吉は朝鮮の独立を真剣に考え、その手段としての「内政改革」にも真剣に取り組み、改革の成功を期して、時事新報でも様々な提案をしている。

一方、陸奥宗光は「権力の平均化」実現を目的として、軍隊を撤退させないために、その手段として「内政改革」を取り上げたが、彼にとっては改革が成功するか否かは、どうでも良かったのではないかと推定出来る。

「余は固より朝鮮内政の改革を以て政治的目標の外、何らの意味なきものとせり。

・・朝鮮内政の改革なるものは、第一に我が国の利益主眼とする程度に止め、これがため敢えて我が利益を犠牲とするの必要なしとせり。・・余は初めより朝鮮内政の改革その事に関しては格別重きを措かず、又朝鮮の如き国柄が果たして善く満足なる改革を成し遂ぐべきや否やを疑えり。」（第5章 朝鮮の改革と清韓宗属との問題に関する概説）

いずれにしても、明治27年6月22日以降、陸奥は清国に対して「朝鮮の内政改革」と「清韓宗属関係の断絶」を外交の切り札として、戦争に追い込んで行く。

5. 欧米各国の干渉

露国の勧告

「朝鮮政府は、同国の内乱既に鎮定したる旨、公然同国駐在の各国使臣に告げ、また日清両国の兵を均しく撤去せしむることに付き該使臣等の援助を求めたり。よって露国政府は日本政府に向かい朝鮮の請求を容れられんことを勧告す。もし日本政府が清国政府と同時にその軍隊を撤去するを拒まるるにおいては、日本政府は自ら重大なる責に任ぜらるべきことを忠告す。」

6月30日に、露国公使は以上のような概要の露国政府の公文を、陸奥に手交した。傍線部分は日本政府に対する露国政府の恫喝である。

今露国と戦争をするのは得策ではない。しかし今となってはどうやって軍隊を朝鮮から撤退出来るのか？ 陸奥は悩んだ。そこで伊藤総理と相談した結果、露国の極東の戦備が実力で介入するほどには整っていないと読み、賭けに出る。露国の干渉は現段階では危険なものではないと判断し、「露国勧告を拒否する」事を閣議決定したのである。そして次のような回答案を作成して閣僚と協議の上天皇の裁可を得て7月2日に露国公使に回答している。極めて丁寧な言辭で、婉曲に勧告を拒否している。非常に名文なので全文を掲載し内容を玩味したい。

「露国特命全権公使の送致せられたる公文は、事体すこぶる緊要なるに依り帝國政府は篤と熟閲したり。しかるに右公文中に朝鮮政府は同国の内乱既に鎮定したる旨を同国駐在の各国使臣に通告したりとあれども、帝國政府が最近に接受せる報告に拠れば、今回朝鮮の事變を醸成したるの根因いまだ芟除せざるのみならず、現に日本兵隊を派遣するに至らしめたる内乱すらもなおいまだその跡を絶たざるものの如し。そもそも帝國政府が該国に軍隊を派出せしは実に現在の形勢に対しやむをえざるものにして、決して領土侵略の意を有するものに

非ず。故にもし該国の内乱全く平穩に復し将来何ら危惧なきに至れば、その軍隊を該国より撤去すべきは勿論なることを露国特命全權大使に明言するを憚らず。帝國政府はここに露国政府が友厚なる勸告に対し篤く謝意を表すと同時に、幸い両国政府間に現存する信義と交誼とに因りその明言する所につき露国政府が充分に信拠を置かれんことを希望するなり。」

7月13日に露国公使から返答があった。内容は「日本が朝鮮に対して侵略の意図がなく、内乱が平靜に復し、再発の恐れがなくなれば、軍隊を撤退させる意思があるというコメントに満足している。」というものであった。

伊藤と陸奥は賭けに勝ったのである。陸奥の即断即決の冴えと度胸は、実に驚嘆に値すると言えよう。

英国の仲裁

「英国は、徹頭徹尾何らの理由を問わず、東洋の平和を擾乱せざることを切望し居たるもの如し。」したがって、日本と清国との間に入って仲裁しようとした。しかし、清国は朝鮮との宗族関係維持を主張し、内政改革には絶対反対であったから、日清間に妥協点を見出そうとしても、無理であった。

英国の仲裁が失敗すると、7月23日英国政府から日本政府への訓令があった。「今後日清両国の間で開戦するに至るも清国上海は英国利益の中心なるを以て、日本政府は同港およびその近傍において戦争的運動をなさずとの約諾を得置きたしと申し越したり。」日本は勿論英国の請求を承諾したのである。

米国の忠告

米国は日本に対し従来から最も友誼厚く最も好意的であった。したがって、極東に発生した事件に容喙するのを好まなかったが、単に平和を望む気持ちと朝鮮からの依頼を受けた事により、7月9日に日本に忠告してきたのである。

内容も、「朝鮮の内乱は鎮圧されたにも拘らず、日本と清国の軍隊が朝鮮内に留まり、朝鮮の独立を脅かし、かつ該国の内政に対して急激な改革を施さんとするのは、甚だ遺憾である。日本政府が、朝鮮の独立及び朝鮮の主権を、重んじることを希望する。」程度の忠告であった。

陸奥は米国の国柄としての善意に深い信頼を置いていた。したがって、陸奥は露国に返答したように、内乱は表面的には収まったがまだ根源的な問題は解決されていないこと、日本に朝鮮侵略の意図がないことなどを米国公使に述べて、米国から是認された。

* 以上が日清戦争幕開け前の第三ラウンドである。欧米諸国の干渉の中で、露国のみが清国と朝鮮に対する権益に強い関心があったため、未だ極東に派出する軍隊整備がなされていなかった（陸奥はそう読んだ）にも拘らず、強硬姿勢で日本の朝鮮政略に干渉してきた。ここで陸奥が、露国の日本に対する干渉に対して、露国の極東政略に関する現状分析をした上で、伊藤総理と緊密な意見調整をした後、閣議で「勧告拒否」を決定した事の意義、「陸奥の外交力」を高く評価したい。

確かに国内世論は開戦志向であり、露国の勧告を受けて日本軍隊の撤退を決定する事は困難な状況にあったとは言え、若し露国の極東軍備が完璧であっても、「勧告拒否」をして露国との戦争に突入したら、日本近代史は全く違った道を歩む展開になっていたかもしれない。しかし、陸奥は、当時の露国の軍事力が日本のそれより勝っていれば、開戦志向の国内世論を抑えても、露国の勧告を受諾したであろう。

その証拠に陸奥は、日清戦争後に於ける「三国干渉」時の露国軍事力については、充分に情勢分析をして彼我の軍事力の差を読み切り、「勧告受諾」を伊藤総理に提言して承諾されている。

6. 6月22日以降開戦に至る清国の動向

冒頭、東学党の乱のところでも述べたが、清国は当初から日本の軍事力を過小評価し、日本の朝鮮政略を正当に評価していなかった。この日本に対する当初からの誤解が、それ以降の清国の外交を、後手後手に回らせた主要因である。

朝鮮の内乱が鎮圧されてからも、日本の軍隊が撤退せず朝鮮内に留まり、さらに内乱の根本原因を根底から排除しようと、日本が清国に「朝鮮の内政改革」を持ちかけると、李鴻章は、朝鮮国王及び欧米各国に呼びかけ、日本軍隊の撤退を迫るが、既述のように日本は全ての勧告、仲裁、忠告を断固拒否してきた。

さすがに李鴻章も焦り出して、清国皇帝に大兵の増発を申し出るが、英国公使オコンナルが大兵の増発は日清両国の衝突を速やかにするから止めるべきだと横槍を入れたり、北京政府部内の非戦論者の気炎が盛んになるに及び、清国皇帝は、李鴻章のこれまでの失挙を咎め、申し出を退ける。

その上で清国皇帝は、李鴻章の失挙を咎め、その得失を吟味するための委員会を設置する事を命ずる。

委員会は、李鴻章のこれまでの措置に付きその得失を吟味し、更に進んで朝鮮事件の利害を詮議した。その結果、（１）篤と熟議せずして日本提案（共同での内政改革案）を拒絶した事、（２）旧交もある日本との関係事件をほしいままに先ず露国公使と謀議した事、（３）本年は皇太后還暦大典の時に当たり不詳たる戦争を惹き起こさんとした事、等々で処罰する。

(陸奥の見解)：「李鴻章は清国に於いて今回の朝鮮問題より日清の紛議を惹起したる張本人なり、首謀者なり。その功罪共に彼が一身に帰すべきは固より論なし。しかれども今や国運の死活まさに眼前に迫らんとする際、・・・李鴻章の不幸に論なく、清国政府は自らその国家を殺すものと言うべし。」

かくして北京政府と李鴻章との間に政争が継続している間に、朝鮮に於いては時局すでに切迫し、牙山、豊島の陸海戦闘は起こり、明治 27 年 8 月 1 日に、ついに日清両国は宣戦布告をする。

*** かくして日清戦争の幕は切って落とされた。**

陸奥は、朝鮮事変の最初から日清戦争開戦を考えていた訳ではあるまい。

既述のように、最初は朝鮮に於ける「日清権力平均の維持」を考え、陸奥は李鴻章との外交を進めてきた。日本資本主義の確立を目指す日本にとって、朝鮮も清国も大きな市場であった。平和外交で事態が進展するなら、それに越した事はなかったはずである。

陸奥が平和外交から開戦外交に変えたのは、李鴻章が、「朝鮮に於ける日本との権力平均の維持」を断固拒否したからである。

日清戦争開戦に至る、用意周到な陸奥外交の勝利である。陸奥は、正確な情勢分析の基に、清国に対し、常に先手必勝の積極的外交（攻撃的外交）をしていた。

一方、李鴻章は余りにも不用意で準備不足であった。日本に対する誤った情勢分析や、清国内の世論の不一致が、朝鮮政略に関して、常に後手で消極的外交（防衛的外交）を余儀なくさせていた。

7. 朝鮮事件と日英条約改正

1858 年に欧米諸国と結んだ通商条約には、日本に関税自主権がなく、諸外国には治外法権があった。この不平等条約を改正すべく明治 4 年以来、岩倉具視、寺島宗則、井上馨、大隈重信、青木周蔵などの歴代外務大臣が取り組んできたが、司法組織や法体系、裁判制度、警察制度などの不整備、及び外国人の国内雑居の問題等々があり、又、諸外国が概ね承認しそうになると、日本国内で改正反対論が出て来るなどして、明治 27 年まで条約改正は実現しなかった。

このように条約改正の歴史は、殆ど改正交渉失敗の歴史であった。

陸奥が実行した事は「外国に対して一層の困難を増加するも、内国物議のため再び失敗する事を予防するの得策たるを確信し、断然井上伯爵以来歴任当局者が承襲する半面的対等条約案の系統を根本より変革し、純呼たる全面的対等条約案を以て各締盟国に提議し、彼らが如何にこれに応ずるやを試みんと欲し、即ち明治 26 年 7 月 5 日を以て、右の主義に基づき一の通商条約案を草し閣議に

提出し聖裁を経たる上先ずこれを英国政府に提議せんとし、青木独逸駐在公使に英国駐在講師を兼ねしめん事を奏請し、青木公使をしてロンドンに赴き折衝の大任にあたらしめたり。」(蹇蹇録)であった。

陸奥の条約改正案は、約一年間に亘り、日本と英国との間だけでなく、日本国内でも、喧々諤々の議論があったが、明治 27 年 7 月 13 日付けを以て、青木公使より陸奥宛に「明日を以て新条約に調印する事を得べし」と電信があった。

ところが、翌 15 日に青木公使から「すべて調印の準備が整ったのに、英国外務大臣は急にこれを拒否した。その理由は、大鳥公使が朝鮮政府に対して英人海軍指導官コールドウエル解雇を要求したからなどであり、英国は、翌 16 日までの期限をつけて、本件について解答を要求している」と電報があった。

陸奥は大鳥公使の返事を待つ余裕もないし、もし事実としても、大鳥公使にしかるべき措置をとらせればよいと考え、躊躇せず、英国政府には「事実無根である」と言うしかないと判断して、青木公使に対し「帝國政府はかつて朝鮮政府にコールドウエルの解雇を要求したることなし」と電報を發した。

すると丁度それを裏づける電報が大鳥公使から届いたので、さらに青木公使に対し「大鳥公使によれば、同地の英国総領事は袁世凱を支持して、日本の事を妨害しているらしい。これははたして英国政府の方針なのか、先方に確認して欲しい。・・・条約の問題はこれとは別の問題として速やかに行って欲しい」と訓令した。すると 17 日早朝に青木公使から陸奥宛に來電あり、曰く「今回の困難もまた漸く排除したる上、新条約は 7 月 16 日を以て調印を了せり。・・・」

こうして 1858 年に結んだ欧米諸国との不平等条約は、36 年ぶりに改正の一步を踏み出したのである。日米条約の改正も 11 月 22 日を以て完成した。

*** 条約改正の完成は、歴代外務大臣の、努力の積み重ねの結果であり、勿論陸奥一人の功績ではないが、一番困難とされた日英条約改正から取り組んだ事、最後の土壇場での陸奥の的確な判断と行動、等々は、充分評価されるべき功績である。**

英国のキンバレー外相は「この新条約は、日本にとっては、清国の大兵を敗走させたよりも、はるかに大きな意義がある」と、日英条約改正を評価している。

8. 豊島沖の海戦で生じた英国とのトラブル

日清戦争に於ける、それぞれの地域での戦闘及び勝敗について述べるのは、本題から逸脱するので省略するが、豊島沖の海戦で日英間にトラブルが生じ、外交問題となったので、陸奥が如何に対応したかを論述する。

豊島沖の海戦は、7 月 25 日午前 7 時～8 時に、日本の軍艦秋津州、吉野、浪

速と清国軍艦濟遠、広乙との間における戦闘で、双方激しい砲撃戦の末、日本が勝利し、濟遠は敗走したので浪速が追襲した。ところが、午前9時頃、そこへ清国兵を搭載し英国旗を掲げた運送船・高陞号（こうしょうごう）がやって来た。高陞号の目的は、清国兵を牙山や成歙まで運送することであった。

浪速艦長東郷平八郎は、高陞号に停船を命じ、英国人の船長は直ちにこれに応じたが、同船に乗っていた清国将官は、船長に臨検を拒否するように命じた。浪速艦長東郷平八郎は、その間約4時間にわたって話し合いを続けたが、ついに最後の警告を発して、これを撃沈し、船長など三名を救出した。

後日、英国の国際公法学の大家二人が、日本の行為を弁護したように、国際公法上何ら問題はなかったが、英国の世論は黙っていなかった。英国の各新聞は一斉に日本の蛮行を非難し、英国国旗に与えた侮辱を償わせる事を主張した。

この英国内の情勢を見て、駐英青木公使は、英国側から損害賠償の要求がある前に、日本側から、英国を満足させるような措置をとれと、日本政府に打電している。日本の新聞も東郷平八郎の処罰の必要を論じ、伊藤総理も西郷海相に、すぐに東郷を罷免して英国の怒りを鎮めることを要求したという。

しかし、陸奥は、事件の報告を聞くが早いか、東京駐在英国の公使を招いて「この悲しむべき事件については、十分に事実を調査して、もし不幸にして日本の軍艦の行動に過ちがあるとわかれれば、しかるべき補償を行うに吝かでない」（蹇蹇録）旨を述べ、あわてて具体的な措置をとるようなことはしなかった。

事態も分からないうちに、責任者をクビにするとか、賠償を払うとかすれば、かえって軽蔑される。まず事情調査をしてからというのが陸奥の考えであった。

英国側も、この陸奥の発言を歓迎し、事実関係が明らかになり、英国の要求が確定次第追って通知する、ということで、一応落着かせている。

問題は英国の世論であるが、ホランドやウエストレークなどの国際法学者が、客観的な法的判断を下すにしたがって、次第に沈静化していった。

「一時は日英両国の間に、重大なる外交関係を起こそうとした出来事も、幸いにも無事に終わった。豊島沖の海戦は、交戦国である清国に対しても、中立国である英国に対しても、日本海軍が戦時国際公法の規定の外に逸脱した行為をしなかった事を世界に発信した事であり、実に名誉な事であった。」（蹇蹇録）

*** 浪速艦長東郷平八郎が、敗走する「濟遠」を追走している時に、「高陞号」が現れた。東郷は、「濟遠」をみすみす逃しても、「高陞号」を止めるほうに専念した。日本は清国の外交暗号を全部解読していたので、「高陞号」が兵隊を運ぶ輸送船であることを、見抜いていた。したがって、東郷は牙山への増援を阻止するほうに、戦力を集中させた。**

これは戦略的発想がなければ出来ない事である。勿論、陸奥は東郷のこの選択を高く評価したと考えられる。したがって陸奥としては、東郷を表彰する事はあっても、処罰

する事や罷免する事などは、出来なかったと思われる。

陸奥は、東郷の行為が国際公法の規定から逸脱していないという確信の基に、英国及び日本の世論を無視し、英国に対して冷静に対応したと言える。陸奥外交の勝利である。

9. 平壤&黄海戦勝利後の欧米諸国及び日本国内の世論

戦争が日本の連戦戦勝で進む中、最初は清国の勝利を予想していた欧米諸国は、改めて日本の一大勢力を認めるようになった。今や日本は諸外国から尊敬の眼で見られると同時に、嫉妬の眼で見られるようになった。

彼等は、「日本の勝利は、明治の初期から西欧文明を積極的に取り入れてきた、努力の賜物である」と評価した。

日本国内でも、最初は戦争の勝敗を苦慮していたが、牙山及び豊島沖の陸海戦に次いで、平壤及び黄海戦でも勝利して連戦連勝が続くようになると、国民は熱狂乱舞し、世論は「北京を陥落させるまで進軍せよ」と勢いづいて行った。

一方、交戦国である清国は、平壤及び黄海戦で敗北した後、敗戦を察知して、彼らの戦略は攻撃よりも防衛に徹し、その間に欧米諸国の干渉を誘導しようとする動きに変化した。

10. 講話談判開始前の清国及び欧州諸国の挙動

清国は、今や敗戦を意識し、一日も早く終戦に持ち込もうと、欧州諸国に仲裁を依頼した。これを受けて10月8日に英国政府は、欧州連合仲裁案として下記を日本政府に提案してきた。（1）各強国にて朝鮮の独立を担保する事、（2）清国より軍費を日本政府へ償還する事、の二条件である。

陸奥は、英国の提案は薄弱過ぎて、とても承諾出来ないと判断した上で、日本案を幾つか考え、伊藤総理とも相談したが、いずれにしても、発表時期が早すぎるので、10月23日に「仲裁のご好意は有り難いが、未だ清国は日本に対して直接に講和を哀訴していないし、現段階での終戦は時期尚早であり、満足な結果が得られないので、日本案の発表は差し控えたい」と返答した。

したがって、この段階での英国の連合仲裁は失敗に終わった。

11. 日清講和の発端

明治27年11月6日、東京駐在米国公使ダンは、本国政府の訓令を、陸奥に伝えた。その内容は「両交戦国に対する米国の意向は、友好の情を重んじ中立

の義を守り・・・東方平和のため日清両国均しく名誉を毀損せざるよう仲裁の労を執らんとせば、日本政府はこれを承諾するや否や・・・。」とあり、米国政府の意思が公平無視である事は、明白であった。

11月17日、陸奥は「日清両国の和睦のための調停には感謝するが、清国政府が未だ日本政府に対して、講和を請求しておらず、今終戦に至るは時期尚早であると判断する。しかし、清国から講和の申し入れがあったら、米国に両国の仲裁をお願いしたい」と返答した。

その後米国の清国への働きかけもあり、11月22日に、北京駐在米国公使デンビーから東京駐在米国公使ダンに打電があり、電信内容が陸奥に伝えられた。

「清国から講話談判開催の依頼あり、講話条件は朝鮮の独立を承認し償金を弁償する事の二件とする。この旨日本国外務大臣に伝達を乞う」であった。

清国政府が直接に日本政府に向かい講和条件を提議した最初である。我が国が連戦連勝後の講和条件とするには、もとより承諾出来かねる条件であった。したがって、11月27日に陸奥は「清国政府からの提議は、講和の基礎として日本国の承諾する能わざる所なり」とした。

その後日清間で講和条件のやりとりがあったが、清国から日本を満足させる提議がなかった。したがって、清国は日本の条件に従わなければ、終戦は不可能と考え日本に代表を送り、談判にて日本の条件を聞きたい旨の提議があった。

この時に当たり、欧州各国は、日本の清国への講和条件は自国の利害にも関係するので、日本は何を講話条件とするかを、興味津々で見守っていた。

日本の講和条件の概案は三段階であり、既に閣議決定されていた。即ち

- (1) 清国に朝鮮国の独立を承認させる事を規定し
- (2) 我が国戦勝の結果として、清国より譲与される割地と賠償金との二件を規定し
- (3) 日本と清国との間に通商条約を結ぶ。それは欧米諸国と清国との間で締結されている条約の条件と同一のものと規定する。

問題は、この三段階での条件の詳細を、講和談判前に欧米諸国に予告して、予め内諾を得ておくか否か、であった。どちらにしても、彼らの利害に影響を及ぼすようであれば、彼等が干渉してくる事は明らかであった。閣議の結果、清国が欧米諸国と裏交渉せず、誠実に日本との談判に応じるように、日本の講和条件を事前には、欧米諸国に公示しない事にした。欧米諸国の干渉という観点から、どちらの選択がよいかは、ひとつの賭けであった。

*** 陸奥は、清国と講話談判をするに当たり、欧米諸国からの仲裁を婉曲に拒否しつつ、清国から直接講話談判の申し入れが来るように、策略を施した。**

そして遂に、東京駐在米国公使経由で、清国から講話条件の提議があった。

しかし清国からの講和条件は、日本にとって全く承諾出来ぬものであったので、陸奥は、清国からの条件提議を何度も拒否しつつ、両国による直接談判に持ち込んだ。

又、予め日本側からの講話条件を立案しつつ、談判前に日本側の条件を欧米諸国に、公示すべきや否やについては、伊藤総理や閣僚とも協議の上、事前公示を拒否した。

結果として、講和条約調印後に、露、仏、独による干渉があるが、それでは、事前に彼らに公示しておけば、「三国干渉」はなかったであろうか？ そうとも言えまい。

その場合には、朝鮮の独立の承認については問題ないとしても、領土の割譲や償金額で、欧米諸国から横槍が入り、日本が満足する講話条件を充たす事が出来なかったかもしれないのである。陸奥宗光外交の賭けであった。

12. 下関に於ける日清講話談判

清国全権大使李鴻章の来朝

当初の日清講話談判は、日本と清国それぞれの全権大使二名により、広島で行われる予定であった。日本は伊藤総理と陸奥外務大臣で、その後も変更なしであったが、清国全権大使の二人は、清国代表の要件を充たしていなかったもので、談判する前に代表交代となった。

最終的には、李鴻章が全権大使となり、日本に来朝する事になった。そして談判の場所も、広島から下関に変更された。

明治28年3月20日第一回の会合では、李鴻章より会合中の（無条件）休戦の申し入れがあり、翌21日第二回の会合で、日本は、条件付き休戦なら受諾する旨の返答をした。

それは、天津など数箇所の占領、その地における日本軍事費用の清国負担等、清国には耐え難い苛酷な条件であった。

したがって、24日第三回の会合で、李鴻章は休戦問題を撤回し、直ちに講話談判に取り掛かる事を希望した。したがって、日本全権大使は、明日（25日）を以て、講和条約案を提出する事を約した。

李鴻章の遭難及び休戦条約

24日李鴻章一行は、第三回の会合を終えて宿泊している旅館に帰る途中に、李鴻章が日本の暴漢に襲われ重傷を負った。

これを知った天皇皇后両陛下の側近や政府の要人は、即座に旅館に李鴻章を見舞った。又この悲報を新聞で知るや、日本全国の国民有志が、直接見舞いに行ったり、見舞い品を贈ったりした。しかし、李鴻章は、このような日本人の

行為を儀式的な待遇、社交的情義、と捉えて自国に報告していた。

このままだと、李鴻章は談判を中止して本国に帰り、日本の対応を非難するかもしれない、又欧米諸国も李鴻章及び清国に同情的になり、今後の講話談判は、日本に不利になるかもしれない、と判断した陸奥は、24日夜に伊藤全権を訪い、この事について仔細に協議し、もっと現実に意味のある事をしなければ、李鴻章は心から満足しないだろうと説いた。陸奥は、それには彼が懇請してやまない「休戦」を無条件許可でする事しかない。そうすれば、清国は納得するし、欧米諸国も満足するであろうと、伊藤全権に迫った。

伊藤全権は、始めから陸奥の論旨に全く異存がなかったもので、広島の間僚及び大本営の重臣に電信して協議させた。しかし、広島の間僚及び大本営重臣の多数は、休戦は日本に不利であるからと反対であった。したがって伊藤全権は25日夜自ら下関を発って広島に行き、彼らと喧々諤々議論し、27日夜半には、「休戦」を決定した。

陸奥は、翌28日に李鴻章の病床に就き、「天皇陛下の命令で休戦を決定した」旨を述べた。李鴻章は大変喜び、遂に明治28年3月30日を以て、両国全権大臣は休戦条約の調印をした。

*** 日清講話談判が始まる前に、李鴻章から休戦条約の提案がある。清国としては、無条件休戦条約を希望するが、日本は、李鴻章の言葉を借りれば、「苛酷」過ぎる条件をつける。戦局は日本に有利に展開しており、陸奥は全く譲歩せず、攻撃的外交を展開する。したがって、李鴻章は、「休戦条約」提案を取り下げざるを得なくなる。**

しかし、李鴻章が日本人の暴漢に襲われ局面が一変すると、陸奥は外交戦略を変えて「無条件休戦条約」受諾で対応する。このように局面の違いによって、陸奥は臨機応変に外交姿勢を変えてくる。これが陸奥外交の真骨頂であろう。

講話条約の調印

我が国の講話条約案を、清国全権大使に提示した。概要は次の通りである。

- (1) 朝鮮の独立を清国が認める事
- (2) 遼東半島の指定地域と台湾及び澎湖島などを、日本へ土地割譲する事
- (3) 日本軍費賠償として、庫平銀3億両を5ヵ年賦で支払う事
- (4) 清国と欧州各国との間に存在する諸条約を基礎として、日清新条約を締結する事

これに対し、李鴻章は各条項にクレームをつけ、このような苛酷な条約を認めれば、「両国人民は、子孫の代に至るまで相仇敵視し、底止する所なきに至るべし」とし、日本に対し譲歩を希求してきた。

その後清国案が提示されたが、この段階では、日本は一步も譲歩しなかった。こうして下関談判は、4月1日から始まり、4月17日の第7回談判において、ようやく講和条約の調印に、漕ぎつけたのである。

最終的に日本が譲歩したのは、土地の割譲について台湾及び澎湖島は原案りとして、遼東半島の一部を譲歩した事と、賠償金に関して当初案の3億両を2億両に下げた事である。

*** 講和条約談判に当たって、陸奥は、講話条約案全体を提示するのではなく、条約案をひとつずつ提示し、その条項毎に談判するのが効率的と考えていたが、清国側の希望で全体案の討議となった。したがって、清国流のペースで進められ、清国案が提示される前に、全ての条項で譲歩を求められてきた。しかし、この段階では全く譲歩せず、清国案が提示されても、極めて小幅な譲歩しかなかった。**

理由は、講和条約が調印された後に、必ず欧州諸国の干渉があると、陸奥は予測していたに違いない。いずれ、何がしかの譲歩をせざるを得ないだろうと、計算していた。

13. 露、独、仏の「三国干渉」

御前会議と舞子会議

講和条約が調印されて（4月17日）から、まだ一週間もたたぬ内（4月23日）に、露、独、仏三国公使は、打ち揃って外務省に出頭し、林董（はやしただす）外務次官に面会を求め、各自本国政府の訓令により次のような覚書を提出した。

「露国皇帝陛下の政府は、日清講和条約中、遼東半島を日本に割譲する一条を以て、清国の首府を危うくする恐れあるのみならず、朝鮮の独立を有名無実となし、・・・将来極東の永久平和に障害を与えるものと認めるに付き、・・・日本政府に向かい、・・・遼東半島の領有を放棄されるよう忠告す。」

独、仏両国政府の勧告も又、これと大同小異であった。

林次官は、直ちに事の次第を、広島の本営にいた伊藤総理と、舞子で病氣療養中の陸奥に電信し、指揮を請うた。

それより前に陸奥は、露国が昨年以來三十四隻の軍艦を続々東洋に集中せしめ、日本、清国の沿海に強大な海軍力を擁し、24時間以内に何時でも出港出来る準備を内命したという情報を、在露国西公使より得ていた。

陸奥は、現段階では露国と戦争をしても勝利する事は不可能と判断したが、さりとて、清国から獲得した主要部分の一部をむざむざ返還する事は、陸奥にとっては、陸海軍人の憤慨、国民の激昂を考えれば考える程、即断出来かねる問題であった。

4月24日、広島の大本営で、伊藤総理主導の御前会議（陸奥は病気欠席）が、開かれた。目的は、次の三策の内いずれを選択するか、決議する事であった。

- (1) 三国の勧告を拒絶する。
- (2) 列国会議を招請し、遼東半島問題を協議する。
- (3) 三国勧告に従い、遼東半島を返還する。

第一策は、日清戦争で疲弊した日本軍隊に、さらに戦争する余力はないという判断で却下され、第三策は、寛大であるが余りにも意気地なし過ぎるという意見が多数で却下され、最終的には、第二策が閣議決定された。

伊藤総理はその夜広島を発って舞子に向かい、翌25日に陸奥と面談した。その席に、松方蔵相と野村内相が同席し、四人で会議を開いた。

陸奥は飽くまで、「一応三国の勧告を拒絶して三国の胸底を探究し、更に外交上の一転の策を講ずべし」との主張を繰り返したが、伊藤総理は、「三国の底意は昨年来既に明らかで、今更探究する必要ない。この際、結果如何を顧みずして、三大強国の勧告を拒絶する事は、彼らの術中に陥る危険がある」として、陸奥の意見を退け、松方、野村も伊藤に同調したので、遂に陸奥は伊藤に譲歩した。しかし、御前会議で決定された列国会議招請策には、断固反対した。

反対理由は、露、独、仏の三国の他に、英、米、伊などの国々が参列を承諾するや否や、たとえ承諾しても会議を開くまでには相当の日数を要すると思われる。しかし、講和条約批准交換の期日は既に目前（5月8日）に迫っており、期日延長は日本に不利である。又列国会議を開けば、列国は各自国の利害を第一として論争する事は必然である。その結果、遼東半島の一事に止まらず、議論百出して、遂には下関条約の全体を破滅に導く恐れが、無いとはいえない。

この議論には、伊藤、松方、野村、全員が賛成した。

では、この緊急問題を如何に処理すべきであるかという事になったが、三国とは更に交渉を続け、彼らに譲歩の余地があるのかを探り、状況に応じて対応するが、清国に対しては、(彼らから批准時期の延期申請があるかもしれないが) 一步も譲らざる方針を以て、直進する事を決定した。

列国の態度

陸奥は、5月8日の講和条約批准交換の期日までには、尚10余日あったので、一方においては、三国に対して条理をつくして、勧告を撤回させるか緩和させるかの策を講じ、三国が如何なる態度に出るか察するため、又他方においては、他の二三の大国の援助を誘致して三国を牽制出来れば、幾分か三国の勢力を削減出来るのではと考え、露国、英国、米国にそれぞれ駐在する公使を通して、4月25日に、次のような訓電を発した。

まず駐露公使西徳二郎に対しては、

「・・・遼東半島を放棄するは頗る至難とする所なり。・・・日露両国永年親密なる善隣の関係を傷くるの得策に非ざることを思うならば、今回の勧告を今一応再考せんことを望むと要求せらるべし。・・・」

陸奥としては、露国政府がそのように簡単に初志を翻す事は無い、と予測していたが、こうでもしなければ、露国政府の底意の深淺を知る由も無く、したがって我が将来の決心を定める事が出来なかったのである。

次に駐英公使加藤高明に対しては、

「今般英国政府に向かい、露、独、仏三国干渉の事実を包み隠さず暴露し、・・・目下の形勢頗る切迫しており、・・・我が政府は如何なる程度までに、英国の助力を希望し得べきかとの意味を以て、内密に英国政府の意見を聞くべし。」

又駐米公使栗野慎一郎に対しては、

「・・・若し米国が、遼東半島の割地に対し異議を抱き居る露国に向かってその再考を勧告するの労を取ることを肯ぜらるれば、或いはこの未定の問題を満足に妥了するを得べし。・・・且つ三国の（干渉）運動が、或いは清国を誘引して条約の批准を拒止せしめ、ついに再び砲火相見えるの止むを得ざるに陥らん事を恐る、・・・内密に米国の友誼協力を望まざるを得ずとの旨を米国政府に告ぐべし」

これらの訓電に対して、27日に先ず西公使から電信があった。曰く、

「・・・露国皇帝は、日本の請求は露国の勧告を翻えさしむるに足るべき十分の理由非ずとの故を以て、これを容納し給わずとの旨を述べたり。・・・目下露国政府は運送船をオデッサに派遣し、軍隊廻漕の準備中なりと風聞す。故に露国の干渉は重大なるべきものと予期し、覚悟し置かるる方安全なるべし。」

陸奥は、露国の回答は大概こうしたものであらうと予期していた。

同日、加藤公使からも電報が来た。曰く、

「英国外務大臣キンバレーは、日本に対して好情を抱き居る様子なれども、この事件に関し、英国政府は一切干渉せざることに決定し居れり。露、独、仏の三国は何ほどまでに異議を主張するやは確知せざれども、・・・日本はこれに対し十二分に覚悟するを得策とすべし。・・・英国は日本に対して友情を抱くと雖も、露、独、仏三国もまた友邦のことなれば、局外中立を守る事に一決したり。」

要するに、英国政府は我が請求を拒絶したのである。

又同日栗野駐米公使からも電報あり。曰く、

「米国外務大臣は、局外中立の主意と矛盾せざる限りは、日本と協力する事を承諾せり。しかし、講和条約批准の件は、在北京米国公使に伝訓して速やかに実行する事を清国に勧告せしむべしと言えり。」

米国からも、局外中立の範囲内に於ける協力というのであるから、積極的な

援助は望めなかった。

その後西公使から来る電信は、露国の強硬な態度を言い、干渉拒絶が如何なる不幸な結果を招来すべきかを明白にするに過ぎなかった。事態は陸奥をして、最後の屈服を覚悟させるが如く、ぐんぐん進んでいった。

遼東半島の還付

しかし陸奥は、最後の最後まで諦めなかった。4月30日の西公使に次の覚書を提出させた。

「日本帝国政府は、追加条約中に次の修正を加える事に同意する。即ち日本政府は遼東半島に於ける永代占領権は、金州庁を除く外は之を放棄す。……」

陸奥は、遼東半島の中の金州庁だけでも死守しようとしたのである。

しかし露国は、日本が旅順口（金州は旅順口の近辺）を領有するのは、露国にとって将来の障害になるとして、日本の要求を断固拒否してきた。

露国は、一旦日本が遼東半島における良軍港を領有すれば、その勢力は単に半島内に止まらず、やがては朝鮮全土並びに満州の北部地方にも及び、海に陸に露国の領土を危うくするという危惧を抱いていることを、陸奥は認識した。

又5月2日には、清国が露国の教唆に由って三国干渉を口実として、批准交換時期の延期を提議してきた。

かかる重大な問題をいつまでも未決の状態で置く事は、外交上に寒心する結果を招く恐れがある。「三国に対しては全部の譲歩、清国に対しては一步も譲らず」という最後のカードを切る時期に達したと判断した陸奥は、伊藤総理他の閣僚重臣と熟議した結果、賛同を得たのである。

5月4日に、陸奥は涙をのんで、次の回答を露、独、仏の三国に送った。

「日本帝国政府は、露・独・仏三国の友誼ある忠告に基づき、遼東半島を永久に所領する事を放棄するを約す。」

5月9日に、露国公使から、次のような本国政府からの訓令が提示された。

「露国皇帝の政府は、日本国が遼東半島の永久占領権を放棄するの通告を得、日本皇帝の政府がこの措置により重ねてその高見を表彰せられたるを認め、宇内の平和の為、茲にその祝辞を述ぶ。」

独仏両国公使からも同日に、本国からの同様な訓令が提示された。

ここに、4月23日から5月9日までの、17日間に及んだ我が屈辱の事件は、終わったのである。

事件落着と同時に李鴻章から延期取り消しがあり、予定通り5月8日を以て、講和条約批准書の交換が完了した。

当時国民は、我が屈服を見て、歓楽の絶頂から、地獄の底に墜落した程の、

絶望を感じ、やがて声を大にして政府の軟弱を攻撃したが、その後には止むを得なかった事情も明白になり、何人も政府の苦衷と手段とを了解したのである。

* 日清戦争開戦前、戦争中、戦後の講話談判、等々に於ける陸奥外交は、すべて攻撃的外交で、先手必勝外交でもあった。それは強い立場に置かれた人の外交でもあった。

それが一転して、三国干渉を受ける立場になると、陸奥外交も変わってきた。防御的外交になり、打つ手も後手後手にならざるを得なかった。弱い立場に置かれた人の外交であり、それだけに真価が問われる外交でもあった。

御前会議で一旦決定した選択肢を、舞子会議で理詰めによりご破算にし、別の選択肢を以て伊藤総理以下を納得させた、陸奥の戦略的思考には、感服せざるを得ない。

しかも、第三策（勧告承諾）を選択するにしても、最初は無条件承諾ではなく、相手の底意の深浅を確認すべく、間一髪戦争になりそうになる直前まで、相手からの譲歩を引き出す努力をしている。英国や米国のよう超大国の援助・介入も打診している。

そして露国が（台湾や澎湖島は干渉外とするが）日本には大陸の一寸の土地をも領有させない決心を持っている事を、陸奥が悟ってからは、「虻蜂とらず」にならぬように「三国に対しては全部譲歩、清国に対しては一步も譲らず」の外交に切り替えた、臨機応変の対応は、見事であると言わざるを得ない。劣勢の中、全力投球での外交であった。

下記のように、陸奥の自信に満ちた発言が、それを如実に物語っている。

「畢竟我にありては、その進むを得べき地に進み、その止まざるを得ざる所に止まりたるものなり。余は当時、何人を以てこの局に当たらしむるも、また決して他策なかりしを、信ぜんと欲す。」（蹇蹇録）

（参考文献）

- | | | |
|---------------------|-------|-------|
| 1. 蹇蹇録 | 陸奥宗光 | 岩波書店 |
| 2. 「蹇蹇録」の世界 | 中塚 明 | みすず書房 |
| 3. 明治外交秘話 | 小松 緑 | 千倉書房 |
| 4. 陸奥宗光 | 渡邊幾治郎 | 改造社 |
| 5. 陸奥宗光 | 萩原延寿 | 中央公論社 |
| 6. 陸奥宗光とその時代 | 岡崎久彦 | PHP文庫 |
| 7. 陸奥宗光(上)(下) | 岡崎久彦 | PHP文庫 |
| 8. 陸奥外交 | 信夫清三郎 | 叢文閣 |
| 9. 福澤諭吉全集（第14巻～16巻） | 福澤諭吉 | 岩波書店 |